

「三重国際水準GAP支援制度」の取組について

令和5年11月

三重県農林水産部

三重県は豊かな食の宝庫です！ ～人と自然の力が生み出す逸品～



松阪牛



伊勢えび



あわび



伊勢茶



南紀みかん



伊勢たくあん

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の概要

～ 「持続可能なもうかる農業」の実現に向けて ～

第1章 基本計画策定の考え方

1 策定の趣旨

人口減少や高齢化の進行等への対応として、①スマート農業の導入、②農業・農村を支える多様な人材の活用、③国内外における新たな需要の獲得などを進めながら、雇用力のある農業経営体の育成を進めるとともに、家族農業等の持続を図るため、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めることにより、「持続可能なもうかる農業」の実現をめざす計画

2 計画の性格

「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき、施策の基本となる計画として策定するもので、農業者、関係機関をはじめ、消費者等の参加を得るなかで、三重県の「食」と「農」の活性化を進める指針となるもの

3 計画の期間

令和2年度(2020年度)を初年度とし、令和11(2029)年度を目標年とする。

第2章 三重県の農業・農村をめぐる情勢

1 食と農業・農村を取り巻く環境の変化

・人口減少への対応など地方創生の取組の本格化
・TPP11、日欧EPAの発効等、グローバル化の進展
・CSFなど家畜防疫リスクへの対応強化
・Society5.0や、SDGs等、新たな社会創生の潮流
・国内食市場は縮小、海外需要は拡大する傾向
・消費者ニーズの多様化(モノからコトの消費へ)
・田園回帰の広がり、訪日外国人旅行者の増加
・農業における女性や障がい者の活躍の拡大
・自然災害の激甚化による防災・減災対策の強化
・国の「農林水産業・地域の活力プラン」の進展
・伊勢志摩サミットの成果を東京2020大会等で発揮

2 三重県の農業及び農村の現状と課題

(1)耕地
・直近10年間で耕地面積の約4.7%の約2,900haが減少
(2)農業者
・農業就業人口は、平成27年までの直近10年間で約40%減少、このうち、65歳以上が75%を占め、高齢化が進展
(3)農業生産
・農業産出額は平成30年には1,113億円と近年では安定、ただし、平成2年との比較では、米での減少などで29.3%の減
(4)農村社会
・高齢化、人口減少により多面的機能の発揮に懸念
・野生鳥獣による農作物被害は、依然として深刻な状況

第3章 農業・農村の活性化に向けた基本的な考え方

1 農業・農村の果たす役割

(1)食料の持続的な供給
(2)多面的機能の発揮
(3)地域経済と就業の場を担う産業

2 めざすべき将来の姿

(1)安全・安心な農産物が安定的に供給されている姿
(2)雇用力のある農業経営体が育成されるとともに、こうした経営体と小規模な兼業農家や高齢農家などが共生しながら地域農業が継続・発展している姿
(3)農村における地域活力の向上と多面的機能の発揮が図られている姿
(4)食の関連事業者と連携した新たな価値やマーケットが創出されている姿

3 基本計画の見直しにあたっての視点

農業・農村を活性化していく基本視点に加え、次の3点を見直しの視点とする。

(1)AIやIoT、ロボット技術等、革新的技術がもたらす新たな展開(Society5.0への対応)
(2)持続可能な「食」・「仕事」・「生産環境」などの実現(SDGsへの対応)
(3)「協創」による自立的かつ持続的な農村地域の活性化(地方創生への対応)

第4章 農業・農村の活性化に向けた施策の展開

農業・農村の果たす役割を踏まえ、4つの基本施策と目標を定める。

(1)基本施策Ⅰ：安全・安心な農産物の安定的な供給

安全・安心な食料を県民等に安定的に供給するため、多彩な農畜産物の生産・流通体制の強化に取り組む。

基本 目標 指標	農業産出等額		施策展開
	農業生産によって得られた農産物、これらを原料とする加工農産物の生産額等の合計		
	現状値 (元年度)	目標値 (11年度)	
	1,205億円 (H30年)	1,225億円 (R10年)	1 新たなマーケット等に対応した水田農業推進 2 消費者ニーズに応える園芸等産地形成促進 3 畜産業の持続的な発展 4 農産物の生産・流通における安全・安心確保

(2)基本施策Ⅱ：農業の持続的な発展を支える農業構造の確立

本県農業が持続的に発展するよう、意欲と経営感覚に溢れる多様な農業経営体の確保・育成に取り組む。

基本目標指標	認定農業者のうち、他産業従事者と同程度の所得を確保している者の割合		施策展開
	認定農業者のうち、所得等が500万円以上の経営体が占める割合		1 地域の特性を生かした 農業 の活性化 2 農業経営体の持続的な 経営発展 の促進 3 農業を支える 多様な担い手 の確保・育成 4 農福連携 推進 5 農業生産基盤 整備・保全 6 農畜産技術の 研究開発 と移転
	現状値 (元年度)	目標値 (11年度)	
	31.1%	50%	

(3)基本施策Ⅲ：地域の特性を生かした農村の振興と多面的機能の維持・発揮

地域資源を生かした農村での価値創出や災害に強い安全・安心な農村づくり、多面的機能の維持・発揮に取り組む。

基本 目標 指標	農山漁村の活性化につながる新たな取組数		施策展開
	農山漁村地域における豊かな地域資源を生かした新たな経済活動につながる取組数		1 地域資源を生かした 農村 の活性化 2 多面的機能 の維持・発揮 3 災害に強い 安全・安心な農村 づくり 4 中山間地域農業 の振興 5 獣害 につよい農村づくり
	現状値 (元年度)	目標値 (11年度)	
	—	175取組	

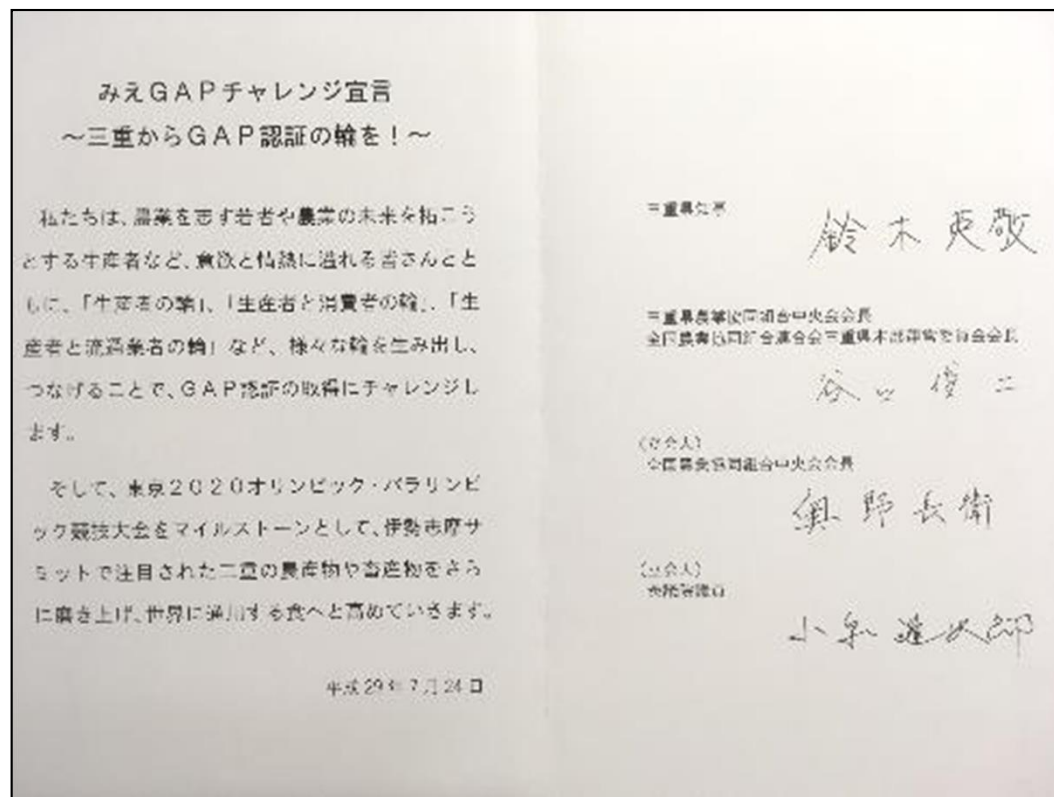
(4)基本施策Ⅳ：農業・農村を起点とした新たな価値の創出

県民の食に対する多様な期待に応えるため、農を起点とした新たな価値の創出と県産農産物の魅力発信に取り組む。

基本 目標 指標	「みえフードイノベーション」や新たなブランド認定から 生み出される県内事業者の商品等の売上額(累 計)		施策展開
	農林水産資源を高付加価値化する「みえフードイノベ ーションプロジェクト」から生み出された県内事業者の商 品等の売上額及び新たに「三重ブランド」に認定された 事業者の商品等の売上額の合計		1 新価値創出と戦略的プロモーションの展開
	現状値 (元年度)	目標値 (11年度)	2 県産農産物のブランド力向上の推進
	4億円	99億円	3 農業の国際認証取得の促進と活用

みえGAPチャレンジ宣言を発表

平成29年7月24日、農業者や関係団体、三重県が一丸となつてGAP認証の取得に挑戦していく契機として「三重県GAP推進大会」を開催し、チャレンジ宣言を発表。



左から、奥野JA全中会長（当時）、
谷口JA三重グループ会長、鈴木知事、
小泉進次郎衆議院議員

<H29～R元年度の成果と課題>

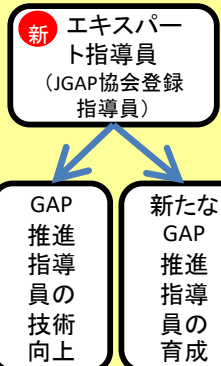
- ① 県が開拓したGAP認証の農産物の取引件数8件
供給体制やプロモーションの強化を図り、販路開拓・拡大が必要。
- ② GAP **認証取得数は78件** (2月末)。※目標70件
認証取得等の取組を加速させ、**認証農産物の販路開拓につなげる必要がある**。
- ③ モデル的に**GAPに取り組む農業者のいる産地は9割**。
GAP認証取得等に取り組む農業者を増やすため、**産地への拡大が必要**。
- ④ 農業大学校および全ての農業高校(5校)がGAP認証取得。
人材育成に向けてGAP教育の継続が必要。
- ⑤ **GAP指導員を184名** (見込) 確保。※目標190名
指導員の**資質向上と新規育成が必要**。

販路開拓・拡大の推進

- **取引の拡大**
 - ・GAP農産物のプロモーションの強化による販路開拓や販路拡大の推進
 - ・実需者のGAP農産物に対するニーズの掘り起こし
 - ・県内飲食店や量販店と連携したGAP農産物のPR
 - ・GAP農産物の情報発信等、認知度向上の取組により消費者がGAPを選ぶ風土づくり
- **GAPの認証取得・実践の推進**
 - ・GAP認証の取得・更新をめざす生産者、教育機関等への支援
 - ・実需者のニーズに合わせた農業経営体や産地への認証取得の促進
 - ・取引要請に即応して認証取得できるレベルのGAP実践をサポート
 - ・GAP認証につなげるため、JAグループと連携して食品安全、環境保全、労働安全、人権、農場経営管理の5分野を含む約30項目の経営改善チェックリスト等の実践を推進し、GAPに取り組む生産者のすそ野を拡大

指導体制の強化

- **GAP推進指導員育成体系の整備**
 - ・県内のGAP指導員の指導を行う者を「エキスパート指導員」と位置づけ
 - ・エキスパート指導員が、GAP推進指導員の技術向上、新たなGAP推進指導員育成に向けて、現地研修、基礎研修、団体認証研修等を実施
- **地域GAP推進チームを中心とした指導体制の強化**
 - ・GAP推進指導員である普及指導員や営農指導員が連携して、農業経営体や産地に対してGAPを推進



<基本方針>

- GAPを武器に県産農産物の販路開拓・拡大の推進
- GAP認証の取得や認証レベルのGAPを実践する農業者への指導体制を強化

<目指す姿(令和5年度)>

- GAP認証を活用した取引件数(累計) R1年度末 8件 → 43件
- GAPの認証取得・実践数 R1年度末 78件 → 150件 (2月末)
- GAPの重要項目(5分野30項目)に
過半が取り組む産地の割合 R1年度末 — → 60%
(GAPの3分野20項目に過半が取り組む産地の割合は R1年度末 35%)
- GAP推進指導員数(旧GAP指導員・リーダー指導員) R1年度末 184名 → 200名

【推進体制】

国際認証農産物販売促進チーム(仮称)

- | | |
|-------------|----------------|
| フードイノベーション課 | ・情報・魅力発信 |
| 農産園芸課 | ・プロモーション |
| 雇用経済部 | ・販路開拓 |
| JA三重中央会 | ・商品のブラッシュアップ支援 |
| JA全農みえ | |
| 食品事業者 | |



三重県GAP推進チーム

三重県GAP推進検討会

- 農産園芸課
担い手支援課
中央普及センター
JA三重中央会
JA全農みえ

- 農業大学校
農業研究所
教育委員会 等

地域GAP推進チーム

- 普及センター
農政室
JA
市町 等

- ・GAPの取組支援
- ・GAP認証取得の支援
- ・GAPに関する情報受信と共有
- ・県内のGAPに関する情報発信

GAPの推進に関する具体的な取組（R4取組実績）

① 指導体制強化



県内におけるGAP指導体制強化に向けて、
(1)GAP推進会議、チーム会議の開催
(2)GAP推進指導員育成のための研修の開催・受講
(3)GAP推進指導員の適切な配置等に取り組んでいます。

- チーム会議等 17回
- GAP研修受講 延べ35名
- GAP推進指導員 202名

② 認証取得等指導



- 巡回指導 178件以上
- 新規認証取得 7件
- チェックシート活用 129件

県内でのGAP認証・実践拡大に向けて、
(1)GAP推進指導員による個別指導
(2)GAP認証取得者の自己点検・内部監査支援
(3)研修会等の開催
(4)チェックシートによる経営管理指導に取り組んでいます。

③ 次世代人材育成



将来のGAP人材の育成に向けて、
(1)カリキュラムへのGAP学習の採用
(2)自己点検・内部監査の支援
(3)認証取得費用の支援に取り組んでいます。

- 内部監査等支援 10回以上
- 認証取得した学校 6校

④ 販路開拓支援



- 商談会開催 2回
- 商談成立 6件

県内GAP認証農産物の販路拡大に向け、
(1)飲食店と連携したフェアの開催
(2)SDGsに関心の高いバイヤーとの商談会開催
(3)GAP認証農産物カタログの作成に取り組んでいます。

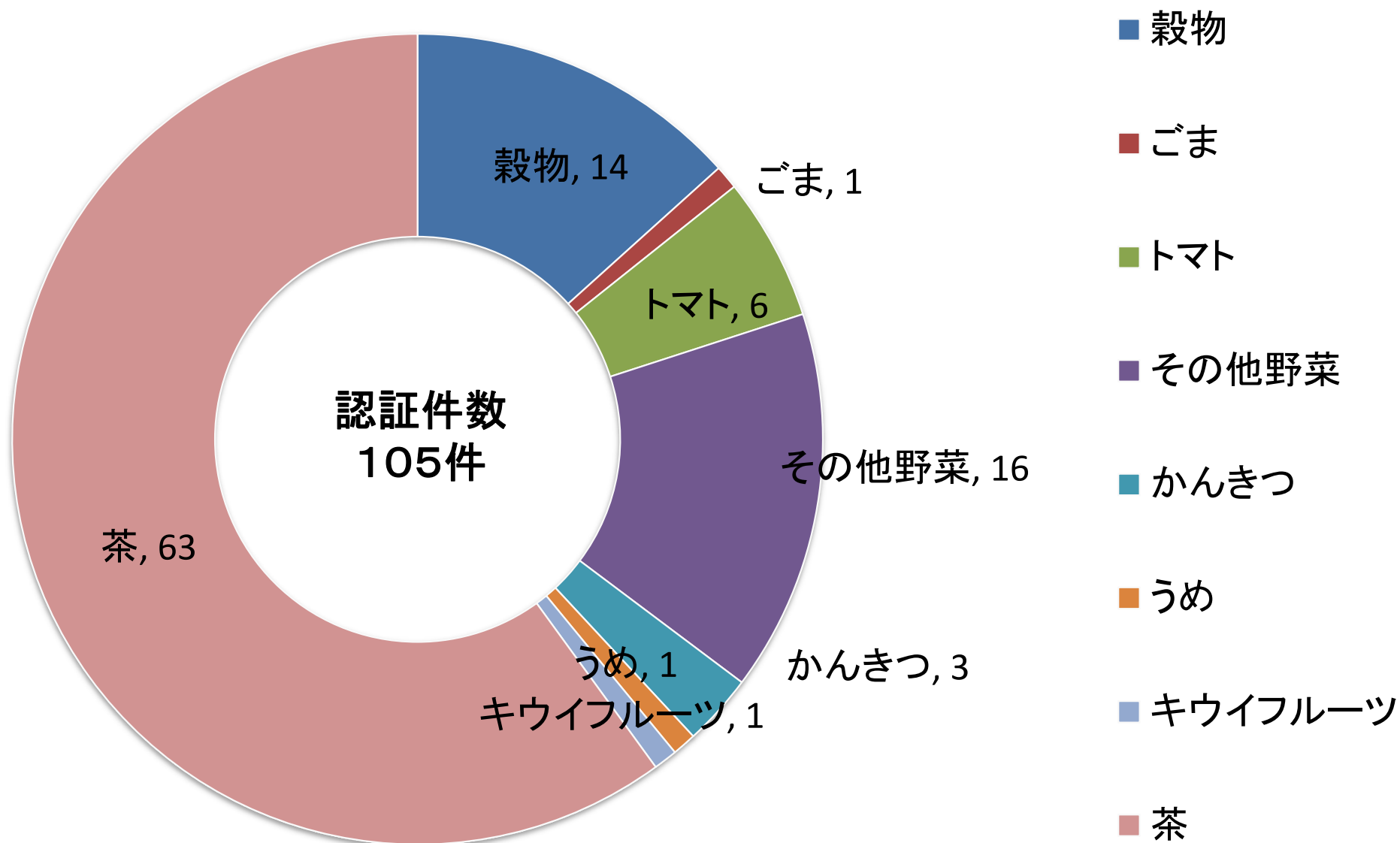
GAP認証取得・実践件数の推移

表1：国際水準GAP認証取得件数(R4末時点)

(数値は件数、()内は農場数)

種類	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
JGAP	9 (9)	12 (12)	20 (53)	22 (70)	28 (85)	60 (127)	75 (207)	34 (71)	37 (75)	36 (73)
ASIA GAP								57 (175)	61 (175)	62 (184)
GLOBAL GAP	—	—	—	1 (1)	1 (1)	4 (4)	5 (5)	7 (7)	7 (7)	7 (7)
計	9 (9)	12 (12)	20 (53)	23 (71)	29 (86)	64 (131)	80 (212)	98 (253)	105 (257)	105 (264)
県ガイドライン 県支援制度	—	—	—	—	1	1	23	20	19	20

国際水準GAP認証取得の経営品目(R4)



チェックシートを活用したGAP実践指導

農業生産工程管理の取組状況チェックシート(令和 年度版)

回答日：令和 年 月

氏名(法人名) A営農組合 住所 市・町 作目 土地利用型
家族従事者数(経営者除く) 常時雇用者数 人 前年度の退職者 有・無

過去にGAPに関する支援を受けたことが ある・ない GAP認証を取得したことが ある・ない

あなたはそれぞれの項目について、どのステージにいますか？
あなたの取組状況について、設問ごとに1(無関心期)、2(関心期)、3(準備期)、4(実行期)、5(維持期)のいずれかを選択してください。

1. 無関心期	2. 関心期	3. 準備期	4. 実行期	5. 維持期
そのことに関心はなく、取組む予定はない	そのことに関心はあるが、すぐに取り組む予定はない	関心があり、取組む準備をしている。もしくは、継続できていないが、1回以上実行したことがある	取組を始めてから、1年以上以内である	1年以上にわたり、この取組を続けている

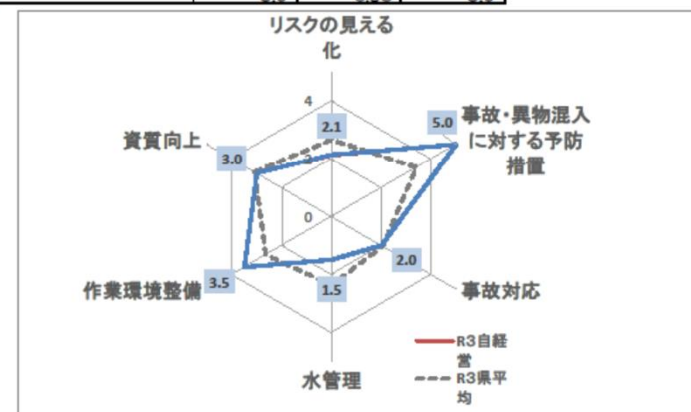
※設問中の下線部分の内容については、その下段に記載された内容すべてを実施できているが検証し、一部を実行している場合は「3. 準備期」としてください

経営方針・生産計画				
1 農場運営の方針・目的を文書で農場内に周知している	1	2	3	4 5
2 年1回以上自分の農場のやり方を見直し、見直し日とその内容を記録している	1	2	3	4 5
3 昨年の実績と比較し、今年度の生産計画を文書にしている 生産計画の記載事項：①作業内容及実施時期 ②各品ごとの収穫見込み量 ③生産性に関する目標	1	2	3	4 5
圃場・施設・機械の管理				
4 圃場や倉庫、農産物取扱い施設の圃場図や施設レイアウト図に基づいて、整理・整頓・清掃に取り組んでいる	1	2	3	4 5
5 圃場や倉庫、農産物取扱い施設の圃場図や施設レイアウト図に基づいて、交差汚染(注1)や異物混入のリスクを評価し結果を記録している	1	2	3	4 5
6 圃場や倉庫、農産物取扱い施設での交差汚染や異物混入を防ぐための対策を講じている	1	2	3	4 5
7 機械・設備及び運搬車両は、いつでも使えるよう点検・整備・清掃を実施(外部サービスの利用含む)し、その記録を作成している	1	2	3	4 5
(注1) 交差汚染とは、作業車、機械、器具、水、空気等の移動によって、微生物汚染、農薬汚染、異物混入等が起きること				
生産工程の管理				
8 農産物・品目ごとに生産工程表を作成している 生産工程表の記載事項：①作業工程 ②工程で使用する主要な資源(種苗、土、水、資材、機械・施設、運送車両等)	1	2	3	4 5
9 生産工程における食品安全危害要因(注2)を特定し、そのリスクを評価し結果を記録している	1	2	3	4 5
10 生産工程におけるリスク評価の結果に応じて、食品安全を確保するための対策・ルール・手順を文書にしている	1	2	3	4 5
11 商品の仕様を満たした農産物と満たさない不適当な農産物とが混ざらないように分別管理する手順を文書にしている	1	2	3	4 5
12 収穫及び農産物取扱いの工程への立入従事者の際に、作業着及び入場者の体調把握をしている	1	2	3	4 5
(注2) 食品安全危害要因とは、健康への悪影響をもたらす可能性のある、例えば下記物質などを指す ①有害微生物 ②重金属類、農薬、カビ等 ③金属片、ガラス片				
労働安全・クレーム対策				
13 圃場、作業道、倉庫、農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業に関するリスクを評価し結果を記録している	1	2	3	4 5
14 圃場、作業道、倉庫、農産物取扱い施設及びその敷地等における危険な場所、危険な作業での事故やけがを防止する対策を講じている	1	2	3	4 5
15 経営者や家族従事者、従業員が労働災害にあった場合の補償対策を講じている	1	2	3	4 5
16 ヒヤリハットやクレームが発生した場合の対応手順を文書にしている 対応手順の記載事項：①責任者への連絡(クレーム発生時) ②状況及び影響の把握 ③応急対応 ④原因追及 ⑤是正処置	1	2	3	4 5
17 ヒヤリハットやクレーム発生時の対応結果を記録している	1	2	3	4 5
記録				
18 圃場及び農産物取扱い施設での作業(注3)を記録している	1	2	3	4 5
19 出荷する商品、送り状、納品書等に下記の表示を行っている。 表示事項：①農場名 ②名称 ③原産地	1	2	3	4 5
20 ①～⑤を記録した収穫記録をつけている。 記録事項：①収穫ロット ②品名 ③収穫日 ④収穫数量 ⑤収穫した圃場	1	2	3	4 5
(注3) 播種・定植、施肥、農薬散布、収穫などの記録を記載する				
教育訓練・資格取得				
21 対策・ルール・手順は作業者に周知し、教育訓練している	1	2	3	4 5
22 作業者が業務に就く際に必要な資格の取得および講習の受講に取り組んでいる	1	2	3	4 5
水の管理				
23 生産工程で使用する水が農産物に危害を及ぼす原因がないが、リスクを評価し結果を記録している	1	2	3	4 5
24 生産工程で使用する水が農産物に危害を及ぼさないよう、対策を実施している	1	2	3	4 5

農業生産工程管理の取組状況チェックシート分析結果(令和 年版)

氏名(法人名) A営農組合

	R3自経営	R3県平均	R4自経営
リスクの見える化	2.1	2.66	2.1
事故・異物混入に対する予防措置	5.0	3.40	5.0
事故対応	2.0	2.05	2.0
水管理	1.5	2.37	1.5
作業環境整備	3.5	2.65	3.5
資質向上	3.0	3.08	3.0



R2に県農業研究所が
を新たに作成。「**農業生産工程管理取組
状況チェックシート**」

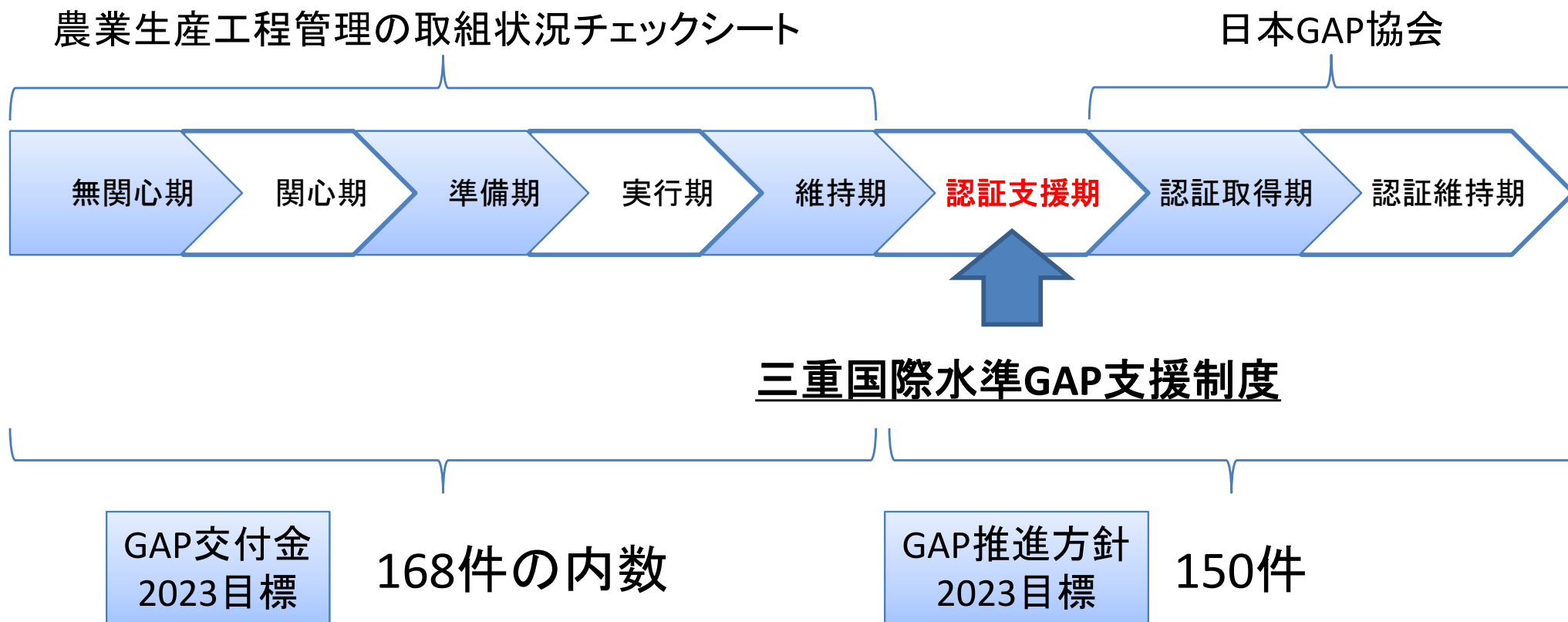
チェックシートは全40項目で構成。
各項目をヒアリングし、
現在の取組状況を「みえる化」。

三重国際水準GAP支援制度

～ GAP認証取得をめざす生産者の支援～

- 東京オリパラ2020に向けて、県ガイドラインGAP認証制度を運用。
→ 実需者の意見等をふまえR3.9に制度を廃止。
- 実需者が求める国際水準GAPの取組支援のため、
→ 「三重国際水準GAP支援制度」をR4.10に創設！
- 国際水準GAPの実践に一定期間にわたり取組む生産者を対象とした支援制度。
→ 国際水準GAP認証取得をめざす生産者が活用！
(R4活用実績：20名)

三重県型GAP支援制度



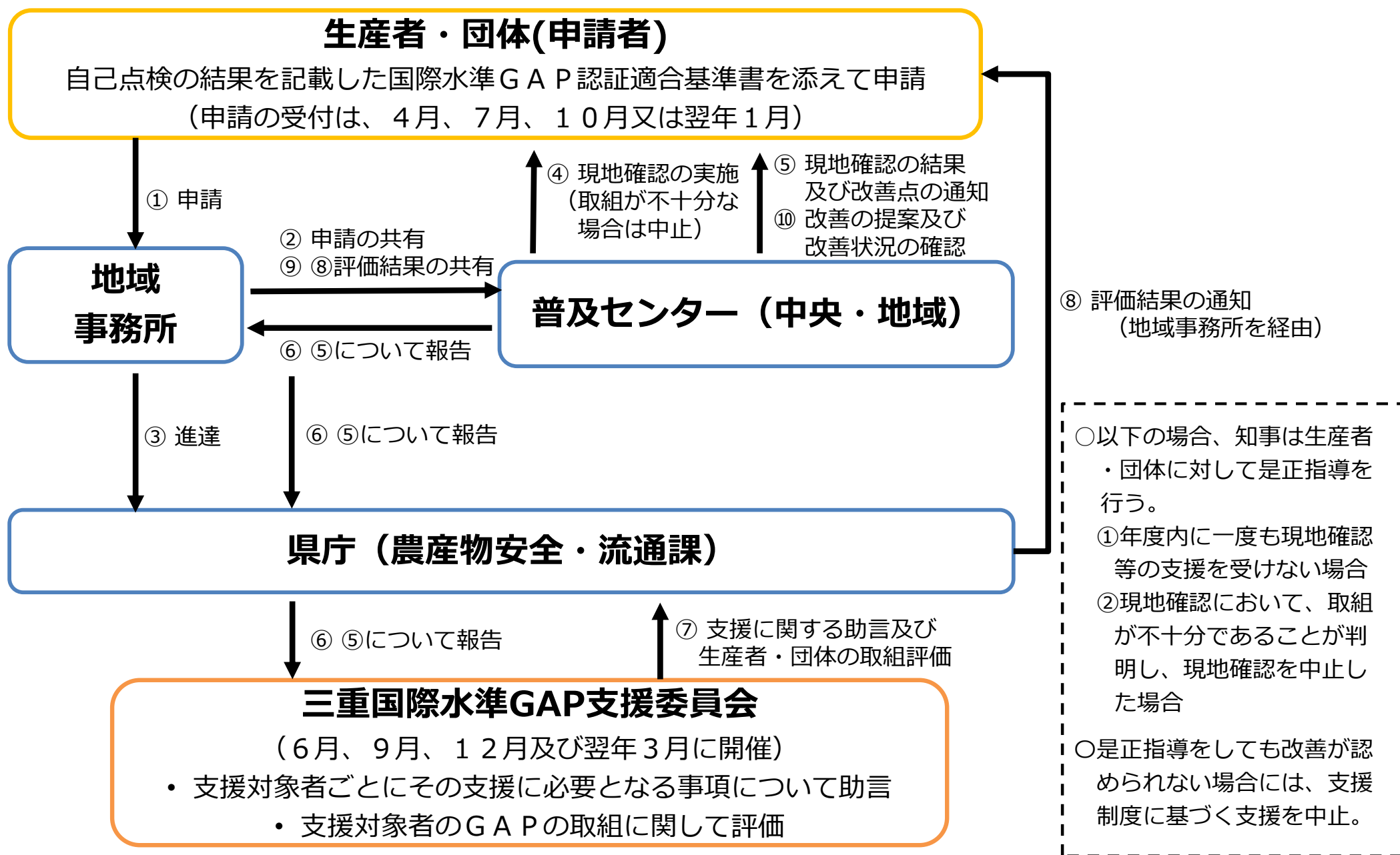
- ・チャレンジにはリスクが伴う。リスクを未然に防ぐ対策としてのGAP。
- ・残留農薬事故や労働事故に対する農家の自主管理能力を高める。
- ・生産量や品目数の増加に伴う、労務の分業に工程管理が必要。
- ・フードチェーンにおいて衛生管理が必要。信頼できる農場の目印。

三重国際水準 G A P 支援制度

～ 制度において支援する内容～

- (1) 取組に対する現地確認の実施及び改善点の指摘
→ 各基準書に基づく取組状況を県が確認。
- (2) (1) の改善点に係る課題を解決するための提案
→ 具体的な改善方策を生産者に提案。
- (3) 改善状況の確認
→ 是正事項の改善状況を県が確認。
- (4) (1) 及び (3) をふまえたGAPの取組に対する
評価の実施
→ 第三者委員会において客観的評価を実施。

三重国際水準GAP支援制度 フローチャート



GAPのメリット

～GAP認証を取得された生産者の声①～

- 書類が多くて記録が大変。
→でも、毎日の習慣にすれば何とかなる！
- 親父の世代に意義を理解してもらうことが大変。
→でも、これから将来を見さえれば、絶対必要！
- 消費者はもちろん、流通事業者にも、まだまだGAPの取組が理解されていない。
→でも、将来必ず商談のライセンスになる時代が来る！

GAPのメリット

～GAP認証を取得された生産者の声②～

- 農場がきれいになった。
- 圃場や製茶工場も、食べ物を作る「食品工場」という意識が養われ、衛生レベルが向上した。
- 徹底的に無駄が省けた。
- 価格には反映されないが、信用が得られ、販売先が安定した。
- 事故がない農場を実現できた。
- 従業員が作業の安全と効率化を考えるように変化した。

GAPを推進するうえでの課題

- (1) GAP実践指導ができる人材の確保・育成
- (2) 部会組織や産地単位による面的取組の拡大
- (3) 認証取得経費の負担軽減
- (4) 消費者や実需者に対するGAPの認知度向上
- (5) 経営管理のツールとしての普及